

# 淀川水系流域委員会 提言説明会 結果概要

03.02.06 庶務作成

開催日時：2003年1月18日（土）14：00～17：10

場 所：カラスマプラザ21 8階 大・中ホール

参加者数：一般参加者 355名、委員 28名

## 1 提言説明会の概要

芦田委員長より提言説明会の主旨について説明が行われた後、今本委員（最終提言作業部会リーダー）と三田村委員（一般意見聴取WGリーダー）より、第16回委員会（1/17）にて確定した「淀川水系流域委員会 提言」の内容について説明が行われた。

説明終了後、休憩時間中に一般参加者から提言説明を踏まえた質問を文書にて募集し、その中から主要なものについて紹介し、委員が回答を行った。

意見交換が終了した後、三田村委員より参加者に向けて「住民意見の聴取・反映方法に関する提案」のお願いがあり、後日78名（1/27時点）からご提案を頂いた。

## プログラム

### 挨拶および提言の内容説明

- ・挨拶、提言の内容説明（全般） ..... 芦田委員長
- ・提言（1-1～4-6）の内容説明 ..... 今本委員
- ・提言（4-7～4-9）の内容説明 ..... 三田村委員

### 休憩（質問募集）

### 流域住民と委員の意見交換 司会 寺田委員

## 2 流域住民と委員の意見交換の概要

一般参加者からの提言への質問に対する回答を中心に、委員と流域住民との意見交換が行われた。

### はじめに（司会）

本日の意見交換は、ご参加頂いた一般参加者の皆さまから頂いた提言へのご質問に対して委員が回答するというを中心に進めていきたいと考えています。休憩中に受け付けました質問の中から幾つかを取り上げ、必要に応じて、質問を頂いた一般参加者より質問の内容に関して補足説明をお願いするかもしれません。よろしくお願いたします。

## 環境に関する意見交換

## 河川環境整備の目標について

参加者：流域委員会の提言では、今後の河川整備にあたって、豊かな生態機能をもっていた1960年代前半の環境を目標として強く意識することが重要であると提言しています。例えば、1960年代の木津川上流では、台風の度に倒木の被害が出ていましたし、幅の狭い河川もたくさんありましたが、流域委員会ではどのような状態にもっていきこうとしているのでしょうか。また、現在の河川の流量、或いは生態系といった地理的特性をどこまで把握し、どの程度まで自然環境を回復していこうと考えておられるのか、方針があればお伺いしたいと思います。

委員：住宅地等の開発が進んだ淀川水系を1960年代に戻すのはとても難しいことです。しかし、現在可能なあらゆる方法を用いて、1960年代の川の清らかさに代表される豊かな自然環境に一步でも近づけていきたいという考えが、この提言には込められています。もちろん、具体的な整備の段階では、地域ごとの特性等を調べる必要があると考えています。

## 水質改善について

参加者：水質目標として「“肌に触れ、戯れうる水”とし、その観点から水質のあり方を検討することが必要である」と提言されていますが、河川管理者は河川の外からもたらされる汚染（外部負荷）に対して、直接的な解決手段を持っていません。流域委員会は河川管理者に対して、水質目標を実現するための具体的な手段についても提言すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

委員：これまでの河川整備の計画には、水質汚染に対する施策が積極的に位置付けられたことはありませんでした。ややともすれば、「河川は被害者であり、河川管理者は水質汚染に対して何もできないのだ」という受け身の姿勢だったのではないかと思います。しかし、改正河川法によって治水と利水に加えて環境が位置付けられたことを受けて、やはり今後、水質については、河川整備計画の中で何らかの方向付けや目標が必要ではないかと考え、“肌に触れ、戯れうる水”を提言しました。具体策については、個別の事業計画の中で考えていかなければならないだろうと思います。

参加者：河川管理者は以前から水質改善の目標を掲げ、様々な努力をしてきましたが、実際には大きな外部負荷に対して権限を持っていませんでした。流域委員会は、水質の努力目標を提言するだけでは不十分であり、具体的な手段についても提言して頂きたいと考えています。

司会：他にも水質に関する質問として「水質浄化の方策として自然の自浄作用に頼るのか」、「三面張の堤防が水質に与える影響はどれほどのものか」といった内容が寄せられています。

委員：水質改善を自然の自浄作用だけで実現することは不可能です。しかし一方で、人間の技術だけでは水質浄化に対応できないことも明らかです。今まで以上に自然浄化機能を考慮し、新たに提案することが必要であると考えています。

## 河川環境自然再生化計画について

参加者：提言されている「河川環境自然再生化計画」と「多自然型川づくりからの脱却」と

の違いはどこにあるのでしょうか。何を脱却し、何を追加しようとしているのか、もう少し説明頂けないでしょうか。

委員：「多自然型川づくり」は、平成2年の旧建設省部内の通達「多自然型川づくりの推進について」から始まりました。これはヨーロッパの近自然型河川工法をアレンジして導入されたものですが、日本の多自然型川づくりは、川の特定区間の自然回復を図ることを主な目的とし、実にさまざまな工法が実践されています。優れた手法がある一方で、極めて不自然な多自然型川づくりも散見されます。そこで流域委員会では、川の特定区間だけではなく、流域全体の自然回復を目指すという理念を表現するために、「河川環境自然再生化」という表現を採用しました。

#### 治水に関する意見交換

##### 堤防整備の考え方

参加者：土と砂でできた堤防の全てをハイブリッド化する計画は現実的だとは思えません。どのようにしていくか、また、整備の優先順位をどのように考えているのでしょうか。

委員：洪水の被害をできるだけ少なくするための手段はハイブリッド堤防だけではありません。あくまでも1つの手段で、流域対応やスーパー堤防等を組み合わせていく必要があると思います。特に木津川は砂でできている堤防が多いため、破堤は起こり得ると考えています。これまでの常識だった土堤原則に縛られず、ハイブリッド堤防のような新しい考え方も導入して対応していく必要があるのではないかとということで、このように提言しました。ちなみに、ハイブリッド堤防は、ダム建設の予算と比較して高価というわけではありません。

##### 流域全体での洪水対応について

参加者：流域全体で洪水を受け止める治水対策の充実と徹底を提言されていますが、その実現には、流域の都市計画や土地利用と大きく関係してくると思います。これについて、流域委員会でどのような議論がなされたのか、お伺いできますか。

委員：流域の都市計画や土地利用を含めて、河川だけでは対応できない問題については、流域全体の観点を持って対応すべきであると提言しています。周辺地域の開発等のしわ寄せを被っている河川では、その要因の1つとなっている縦割り行政を改めて、自治体や他省庁と連携した総合的な取り組みが必要です。

#### ダムに関する意見交換

参加者：ダムは「原則として建設しない」となっていますが、「原則」という言葉をどのように理解すればよいのでしょうか。計画・工事中のダムへの対応も含め、「原則」の持つ意味をお伺いしたいと思います。

委員：ダムは環境への悪影響等のマイナス面もありますが、どうしても必要な場合もあるでしょう。提言では、新しい治水や利水の理念をうたっており、その中で、つくりたくないおけるならダムはつくりたくないということ。「原則として」という記述は、つくり得る余地は残されているということです。どういう場合につくるのかというのが、その後に続いている文章です。また、現在計画・工事中のダムも、提言に記したあり方で判断し、より良い代替案があれば、中止されるものもあっていきます。個別のダムについては今後、流域委員会として意見を言います。

委員：流域委員会では、さまざまな意見がありましたが、ダムを始めから河川整備の1つの選択肢と考えるか否かが一番のポイントだったとっております。「ダムは最後の手段としては残しておくが、始めから選択肢に入っているわけではないという内容を示す明確な表現がよい」という考えにより、「原則として建設しない」と提言しました。これに至るまでには様々な意見がありましたが、全委員にアンケートを行った結果、このような表現となりました。

参加者：既に計画・工事中のダムの予算について、委員が把握されているかどうか、予算がついていることをどうお考えか、お伺いします。

司会：計画・工事中の個別のダムの概要については、把握しています。しかし、今回の提言は河川整備の原理原則を示すものであり、個別のダムについて述べるものではないため、そこには触れていません。今後、整備計画原案についての審議を通じて、意見を述べていきたいと考えています。

参加者：淀川水系で進行中のダム建設について、現場や地域の方に混乱が生じる可能性がある。ダムについては、大きなメリット・デメリットがあるので、今後のあり方について議論すべきと思うが、計画・工事中のダムについては、中止、継続、規模縮小等の対応を早急に決定しないと混乱ばかりが生じると思います。

司会：ご質問ではなく、ご意見として承りたいと思います。

参加者：提言にはダム建設の条件として「住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎり建設するものとする」と書かれていますが、現在の世の中では、こういう合意はあり得ないと思いますので、もうダムはだめなのだろうと考えました。提言の「社会的合意」に関する文章についてお考えを聞かせて欲しい。大和高田市では毎年のように取水制限が行われていますが、今年度で大滝ダムが完成することによって法定水利権が与えられ、利水安全度を高めることが可能となります。地域には地域の苦勞があるので、地域特性に応じて、必要であればダムをつくるという視点でご検討頂きたいと思います。

委員：ご質問の前段部分の合意に関してお答えしたいと思います。住民の完全合意はあり得えません。しかし、お互いの信頼関係の中での合意はあり得ると考えています。また、このような信頼関係を培うことが、将来の発展につながっていくと思っています。

## 利用に関する意見交換

### 漁業のあり方について

司会：提言の利用の項にあります「漁業や遊漁のために『魚が減れば稚魚等を放流すればいい』といった手段に頼らなくてもすむように、漁業が継続的に成り立つような河川環境の保全・復元に努めなければならない。」という内容に関するご質問がありました。

委員：内水面漁場管理委員会の責任者の立場から発言します。漁業法は河川で漁業を行うものに増殖を義務づけていますが、今回の提言はこの法律に抵触するような内容になっています。委員個人としては修正意見も出しましたが、委員会としては、提言には、目標を示す意味で、高い理想を掲げようとの意図のもとで書かれました。

#### 河川敷利用のあり方と住民の合意について

参加者：逼迫している財政状況を考えた場合、既存の高水敷のグラウンドを廃棄して新たに堤内地につくり直すことに対して、果たして市民の合意が得られるのか、疑問です。

参加者：都市沿川部での高水敷の利用状況やグラウンド等の堤内地への移設可能性について、実際に調査された上で提言がつけられたのかどうか、お聞きしたいと思います。

委員：緑一面に見える淀川も、冬の七草が満身に採取できないような植生へと変化してしまいました。大きな原因の1つは、洪水時に高水敷が冠水しなくなったことが挙げられます。ですから流域委員会は、淀川の自然環境を取り戻すために、グラウンドやゴルフ場を単に撤去すればいいと主張しているのではなく、高水敷を冠水させる必要があると主張しているのです。

委員：水辺移行帯は魚類にとって貴重な産卵場所となっています。例えば、樟葉では、年に3日程度しか冠水しない傾緩斜面がビワコオオナマズの産卵場所になっています。こういった場所を取り戻したいと考えています。

委員：高水敷施設の堤内地への移設可能性についての具体的な検討は、提言作成の段階では行っていません。今後、整備計画原案について審議する中で、必要であれば意見を述べていきたいと思っています。

#### 住民参加に関する意見交換

参加者：河川整備への住民参加を無償のボランティアによって実現しようとするのであれば、長続きはしないと思います。やはり、有償のボランティアが必要ではないのでしょうか。

委員：やはりボランティアは無償だと思いますが、提言で提案している「河川レンジャー」は有償のもとで活躍してほしい、と考えた提言内容となっています。今後は、有償のグループと無償のグループに二極化していくのではないのでしょうか。ただ、無償ではなく、交通費等は支給するシステムが必要とは思っています。特に、提言が目標としている1960年代前半の河川環境に慣れ親しんだ経験を持つ高齢者にそのようなボランティアで活躍して頂ければと考えています。

参加者：この提言は今後、河川管理者にどのように扱われるのでしょうか。また、提言が実現されていくプロセスをフォローするために、何か考えておられるのであれば、お聞かせ下さい。

委員：提言は河川整備の原理原則を明確にしたものであり、今後は住民の皆さまとともに、実現に向けての土台作りが必要であると考えています。

委員長：河川管理者である国土交通省が作られる河川整備計画の原案は、提言を誠実に受け止めた内容になると信じています。また、完成した整備計画をフォローしていくためのシステムも検討中です。皆さまに懸念されるようなことのないよう、更なる審議を進めていきたいと思っています。

#### まとめ（寺田委員）

淀川水系流域委員会は、「委員会」という審議の手法についての根本的な転換からはじまりました。これまでは河川管理者が作成した原案に対して委員会が答申し、それを受けた微

修正が加えられて計画（案）が完成するという手順がとられていました。平成 9 年に改正された河川法は、手法については何も規定していませんが、本流域委員会では、審議の手法についても転換していくべきだと考え、委員会がまず、計画の理念、基本的な考え方を示そうということになりました。そのためには、まず委員自身の意識改革が必要であり、これを行いつつ議論を進めて提言とりまとめに至っています。

また、流域委員会は、流域住民の皆さまから多種多様な意見を吸収していこうというスタンスで運営してきました。委員は自らの専門分野を越え、皆さまの意見を通じて多くのことを学びました。今後も、少しでも多くの意見をお出しいただきたいと思います。意見を出しても反映されにくいといった欠点もありますが、委員は皆さまからの全ての意見に目を通し、学ばせていただいています。今後も可能な限り、皆さまの意見を河川整備計画の審議に反映させていきたいと考えています。是非、流域委員会の活動にご関心とご監視の目を持ってフォローして頂きたいと思っています。ありがとうございました。

以上

本資料は提言説明会の概要をお伝えするため作成したものです。詳しくは議事録をご覧ください。